

噴火時等の避難体制に対応した火山情報の改善について

内閣府の「火山情報等に対応した火山防災対策検討会（座長：田中淳東洋大学教授）」において、現行の火山活動度レベルを、避難、避難準備及び登山規制等の防災対応に結びつくよう区分し、各区分（レベル）にキーワード（「避難」、「避難準備」、「注意」等）を設定したわかりやすい新たなレベルに改善することが適切との骨子がとりまとめられた（本年3月22日記者発表）。

また、新しいレベルの名称（総称名）を「噴火警戒レベル」とするのが適切として、本日開催された第4回検討会でとりまとめられた。

気象庁では、これら検討会の提言を受け、現行の火山情報を次のとおり改善することとする。

噴火時等の避難行動等の防災対応を踏まえ、各区分（レベル）にキーワードを設定し、5段階に区分した新しいレベルを導入する（別紙）。

新しいレベルの名称は「噴火警戒レベル」とする。

噴火警戒レベルは、火山情報で発表する。レベルと火山情報の種類の対応は別紙のとおり。

火山活動が活発な場合の火山性地震や微動回数等の状況の発表については、レベルが変更されたとの誤解を生じないように、新たに「火山の状況に関する解説情報」を設けて発表することとする（従来は火山観測情報で発表）。

噴火警戒レベルは、所要の準備の整った火山から順次導入する。なお、現行の火山活動度レベル導入の12火山についても、所要の準備を整え、新たな噴火警戒レベルの導入開始にあわせて切り替え、現行の火山活動度レベルは廃止する。

噴火警戒レベルの導入開始及び切り替えの時期は、必要なシステム改修、地元機関との調整及び周知期間等を考慮し、本年11月を目途とする。

以上

<問い合わせ先>

気象庁 地震火山部火山課長、同火山対策官、同課長補佐

TEL：03-3212-8341（内線）4532 FAX：03-3212-3648

噴火警戒レベル

別紙

噴火警戒レベルは、火山活動の状況について、噴火時等にとるべき防災対応を踏まえて区分したもので、この活用にあたっては以下の点に留意する必要があります。

- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がるときも同様）。
- ・各レベルで想定する火山活動の状況及び噴火時等の防災対応に係る対象地域や具体的な対応方法は、地域により異なる。
- ・降雨時の土石流等レベル表の対象外の現象についても注意が必要であり、その場合には大雨情報等其他の情報にも注意する必要がある。

レベル	説明		登山者・入山者等への対応(1)
	火山の状況	住民等の行動(1)	
レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域(2)からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)	
レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域(2)での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要(状況に応じて対象地域を判断)	
レベル3 (注意)	火山活動は活発。居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火の発生、あるいは発生が予想される。	通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等	登山・入山規制等危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)
レベル2 (火口周辺注意)	火山活動はやや活発。火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火の発生、あるいは発生が予想される。	通常の生活	火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)
レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	通常の生活	特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)

1:住民等の主な行動と登山者・入山者への対応には、代表的なものを記載。

2:避難または避難準備の対象として地域防災計画等に定められた地域。ただし、火山活動の状況によって具体的な対象地域はあらかじめ定められた地域とは異なることがある。

注:表に記載している「火口」は、噴火が想定される火口あるいはそれらが発現しうる領域(火口出現領域)を意味する。伊豆東部火山群のように、あらかじめ噴火場所(地域)を特定できないものは、地震活動域を火口領域と想定して対応。

緊急
火山
情報

臨時
火山
情報

火山
観測
情報